

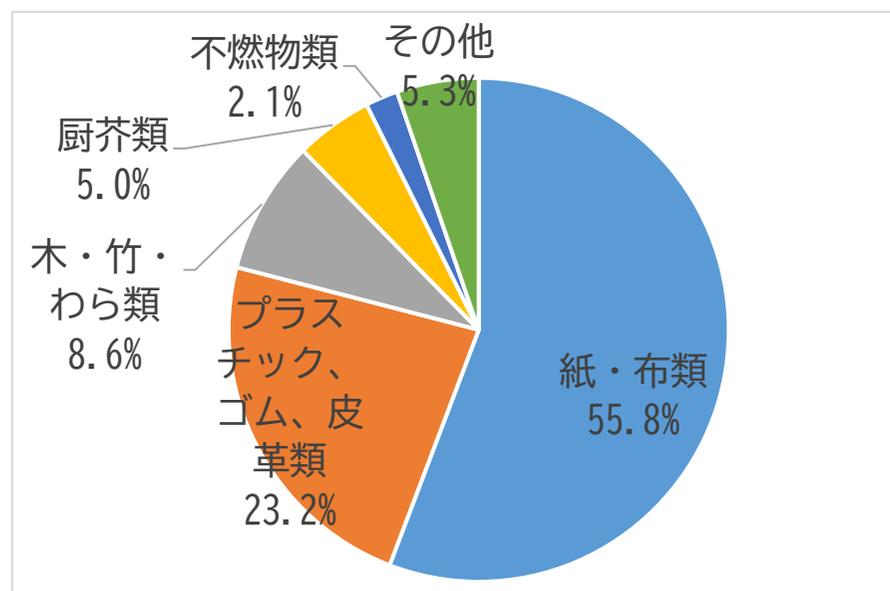
課題等の整理

1) 現状の課題 (5点)

【課題1】 可燃ごみ：リサイクルできる余地がある

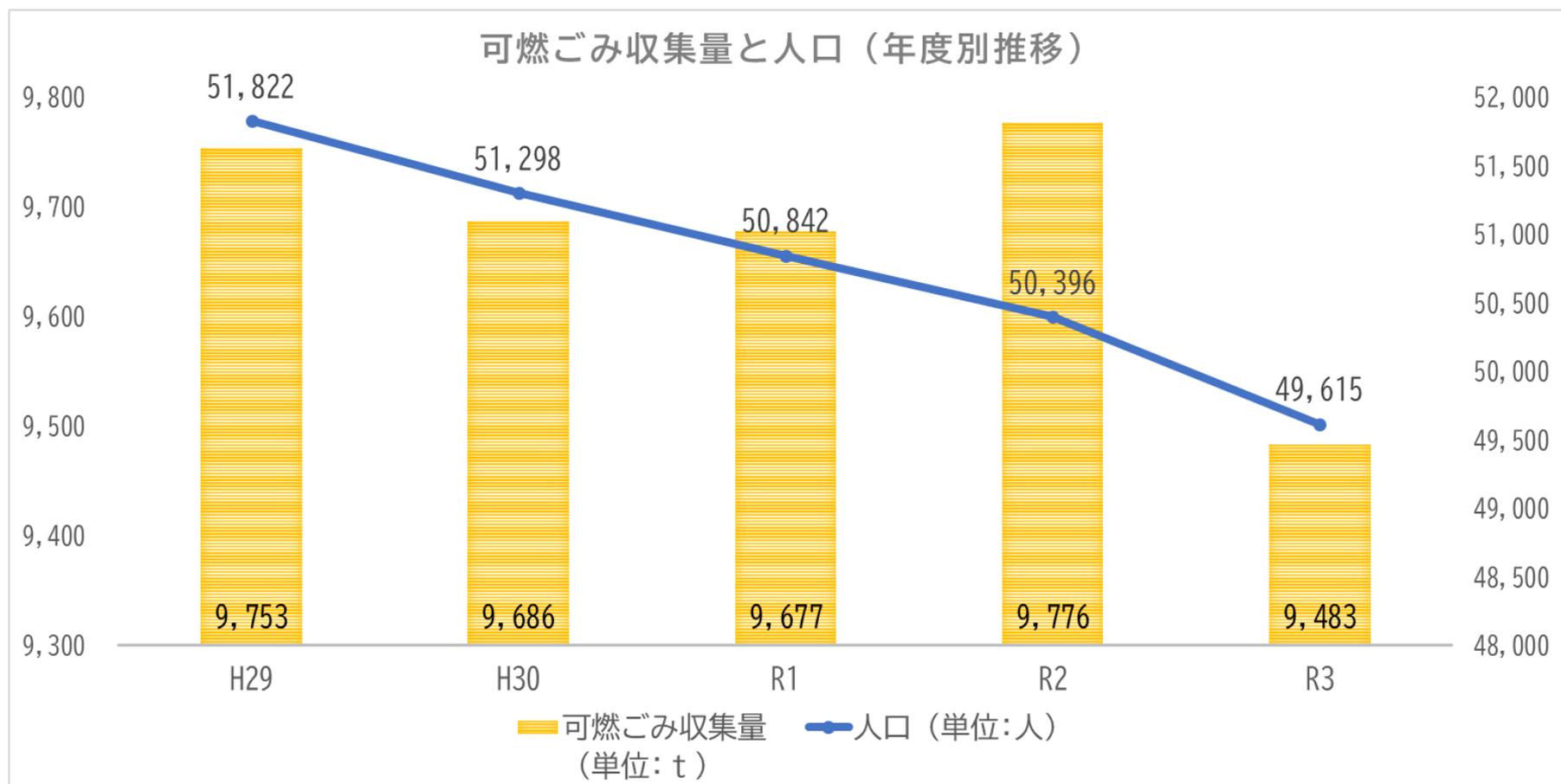
ごみ組成

紙・布類	プラスチック、ゴム、皮革類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他
55.8%	23.2%	8.6%	5.0%	2.1%	5.3%

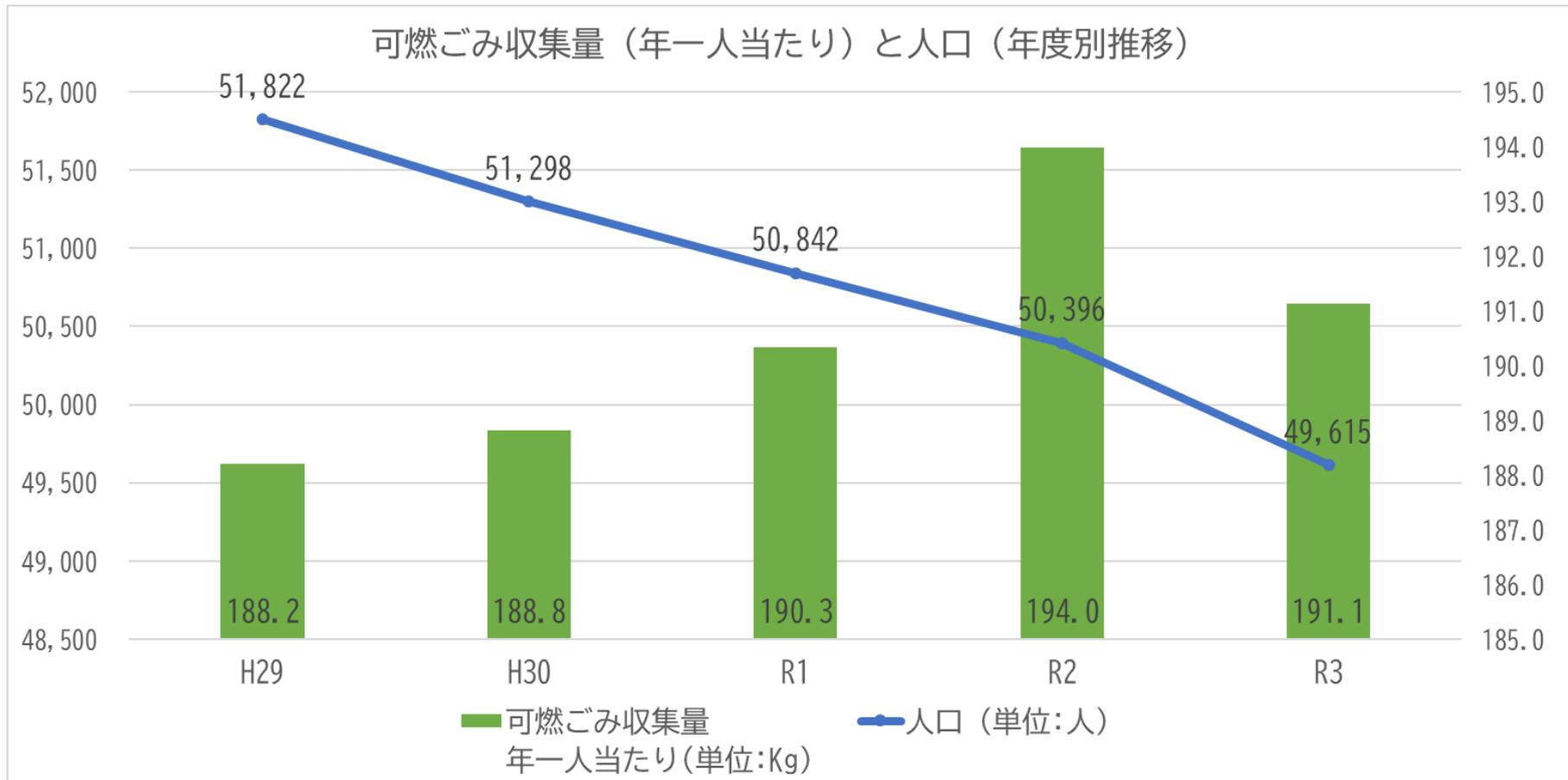


※霞台 分析結果 (R4.4~9月平均)

【課題2】 可燃ごみ：一人当たりの排出量は増えている



可燃ごみ収集量（年一人当たり）と人口（年度別推移）



【課題3】 ごみ処理には多大な経費を要する

年度	合計	うち運営費	うち建設費	受益者負担	受益者負担率
H28	3億9,855万	3億5,905万	3,950万	4,676万	11.74%
H29	4億3,375万	3億6,482万	6,893万	4,669万	10.76%
H30	5億2,398万	3億6,736万	1億5,661万	4,730万	9.03%
R 1	15億640万	3億6,289万	11億4,350万	5,473万	3.63%
R 2	18億9,013万	3億2,015万	15億6,997万	5,026万	2.66%
R 3	3億2,878万	2億8,785万	4,093万	5,261万	16.00%

ごみ処理広域化事業：第1期（H28～R2年度）
 総事業費：約183億円（周辺整備事業等含む）
 （国交付金：約59億円＋市町負担金約123億円）
 うち小美玉市負担：約30億円
 （特定財源：約25億円＋市一般財源：約5億円）
 ➤単年度負担1.2億円（平均耐用年数25年）

➤ 指定ごみ袋作成販売に係る収支（有料化上乘せ分）

年度	A. 手数料収入	B. 作成費	C. 販売委託費	差引(A-B-C)
H28	46,175,000	21,629,700	11,606,000	12,939,300
H29	46,172,500	22,075,200	11,603,500	12,493,800
H30	46,652,500	22,831,200	11,724,500	12,096,800
R1	51,675,000	25,017,548	12,986,500	13,670,952
R2	48,677,500	21,347,700	12,235,000	15,094,800
R3	50,058,500	25,283,500	12,601,300	12,173,700

➤ 指定ごみ袋による家計負担（実質賃金，消費者物価，可処分所得との相関）

年/収集回数：104回

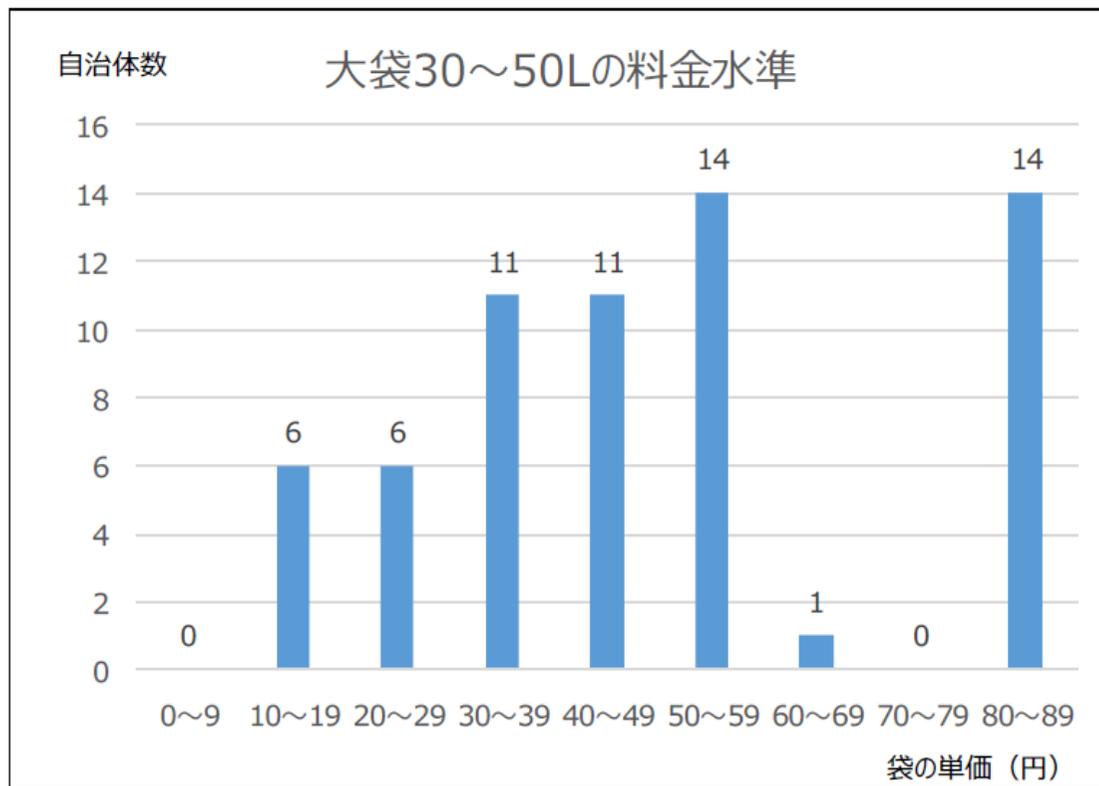
45L 1回1枚使用 20円×104回 = 2,080円（月/173円）

30L 1回1枚使用 15円×104回 = 1,560円（月/130円）

20L 1回1枚使用 10円×104回 = 1,040円（月/86円）

【課題4】 昨今の水準と比べて手数料額が低い（茨城県が全体に低い）

図表 3-2-1 家庭系一般廃棄物排出量単純比例型における大袋の料金水準 (n=63)



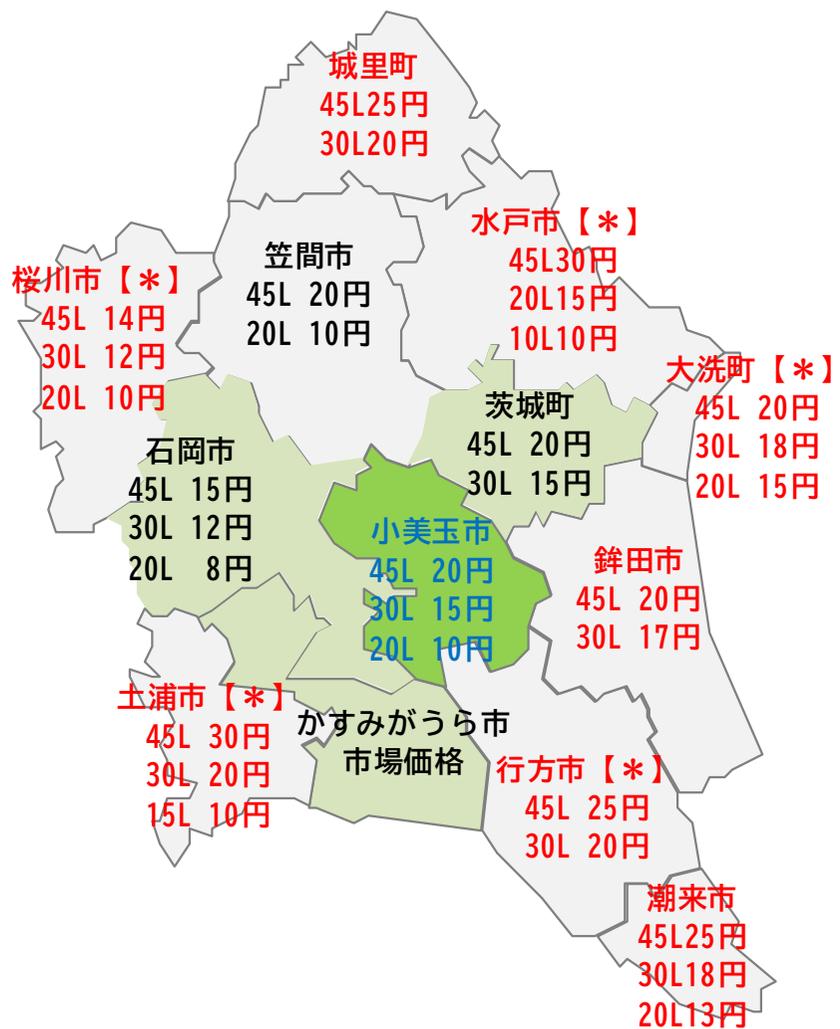
➤ 対象は平成22～30年度に有料化を行った86市町村のうち、公表資料より有料化情報が把握できた63市町村

➤ 大袋の料金水準は30円～50円台の市町村数が最も多い北海道・関東の一部市町村において大袋1枚80円台の料金水準が多く見られる

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」及び各自治体HPをもとに作成

(環境省 有料化手引き 改訂版)

➤ 近隣自治体の手数料（排出量との相関）



R2実績（実態調査）

市町	生活系可燃ごみ 収集量 (Kg)	人口 (人)	一人当たり(Kg)
大洗	3,927	16,512	237.8
かすみがうら	8,852	41,309	214.3
桜川	8,252	38,905	212.1
茨城	6,597	32,065	205.7
石岡	14,755	73,922	199.6
笠間	14,757	74,333	198.5
小美玉	9,903	49,950	198.3
水戸	53,720	271,492	197.9
城里	3,590	18,988	189.1
潮来	4,763	27,706	171.9
鉾田	7,801	48,189	161.9
行方	5,468	33,858	161.5
土浦	20,416	141,506	144.3

※赤字：可燃ごみ以外も指定袋制、または、小美玉市より手数料が高い傾向にある

レジ袋有料化（2020年7月開始）の効果

1週間レジ袋を使用しなかった人の割合

有料化前（2020年3月）	有料化後（2020年11月）
30.4%	71.9%

出典）環境省アンケート調査

レジ袋の辞退率

	有料化前	有料化後
コンビニエンスストア	約23%	約75%
スーパーマーケット	約57%	約80%

レジ袋の使用枚数

	有料化前	有料化後	削減効果
ドラッグストア	約33億枚	約5億枚	約 84% 減少

出典）業界団体へのヒアリング

レジ袋の国内流通量

有料化前（2019年）	有料化後（2021年）
約20万t	約 10万 t

出典）日本経済総合研究センター『包装資材シェア事典 2021年版』（2022年1月）

レジ袋有料化の効果（出典：環境省）

【課題5】 指定ごみ袋の販売数量は増加（P14参照） 一部サイズのみ販売が4割

販売店の購入状況（R3） ➤ 45Lサイズのみが取扱店が約4割

登録店数	全種取扱	45Lのみ	20L 取扱なし	30L 取扱なし	購入なし
134 店舗	24 店舗 (17.9%)	56 店舗 (41.8%)	23 店舗 (17.2%)	8 店舗 (6%)	23 店舗 (17.2%)

目指そう！
マイナス27%



**小美玉市《指定ごみ袋20L》
販売を開始します**
1袋100円（10枚入）

可燃ごみ量 年/約 15,000トン 1人1日/約 800g
ごみ処理・収集運搬に1年で4億円以上

- ・可燃ごみの約半分は資源リサイクルできます
- ・段ボール・新聞・雑誌等が多量に含まれます
- ・きちんと分ければ「20L袋でも充分」です

★ **ごみ＝資源＝市の大切な収入源** ★
ごみの焼却量と年間の事業コスト
減らすも増やすもアナタの一步

○小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例

(事業者の責務)

第4条第4項 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者等の協力)

第12条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物減量のための市が講ずる施策に協力しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

2) 新たな課題等

災害等

- 新型コロナ，家畜防疫，災害など非常時における廃棄物処理の潜在需要



◎廃棄物処理事業経費（台風19号関連）

茨城県内 R1：20億2,596万円

R2：27億8,124万円

◎東日本大震災（小美玉市）

主なもの 木くず，ガレキ，家電等

処 理 量 10,974 t

委託経費 2,746万円

（災害ごみ仮置き場：県内某地）

地球温暖化

- 地球温暖化対策推進法改正，2050年カーボンニュートラル実現を基本理念に明記
一般廃棄物処理の有料化により，廃棄物の排出抑制・再生利用の推進ツールとして
国民の行動変容を促す ◎ 一般廃棄物処理有料化の手引き（R4. 3月改訂）

広域連携

- 処理施設の設置管理については、体制強化やスケールメリットを確保するため、市町村がその一部事務を広域連携主体に移管する（ほかに、し尿、斎場など）
- 現在、広域連携方策として、収集運搬、不法投棄対応、組合統合などを検討
- クリーンセンター設置管理に係る費用負担は、各市町のごみ処理量に応じて増減する（費用負担：均等割10%、人口割10%、搬入割80%、割合幅：15%～38%）



クリーンセンターみらい



中継センター

【R3 市町村別の搬入量と人口】

年度	R3ごみ合計(t)	割合	R3可燃ごみ(t)	割合	人口(人)R4.3	割合
石岡市	24,705	39.4%	21,535	39.1%	72,281	37.4%
小美玉市	15,316	24.4%	13,527	24.6%	49,184	25.4%
かすみがうら市	13,663	21.8%	11,818	21.5%	40,622	21.0%
茨城町	8,978	14.3%	8,156	14.8%	31,296	16.2%

- 当市は、ごみの有料化を採用し、ごみ減量に取り組んできた成果として、人口の割合に比べて、ごみの搬入量が少ない

【R3 市町村別の可燃ごみ（収集）量と手数料比較】

項目	可燃ごみ 計		一人当たり			指定ごみ袋		
	重量	割合	重量	±差	±率	45L	30L	20L
石岡市	14,430t	37.41%	199.6kg	+6.8Kg	3.40%	150円	100円	80円
小美玉市	9,481t	24.58%	192.8kg	-	-	200円	150円	100円
かすみがうら市	8,250t	21.39%	203.1kg	+10.3Kg	5.10%	市場価格		
茨城町	6,415t	16.63%	205.0kg	+12.2Kg	6.00%	200円	150円	-

- ごみ袋の4市町統一については、総体的に見た場合、結果として、組合負担金の上昇、ひいては、市民負担の増加を招く懸念がある

【根拠法令】

（廃棄物処理法）

第6条

- 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない

第6条の2

- 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない

第5条の7

- 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる

第5条の2第1項（環境大臣が定める基本的な方針）

- 市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進，排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため，一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」
（国施策として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化）

（地方自治法）

第284条第1項ほか

- 一部事務組合を設立するときは、関係地方公共団体において、議会の議決を経る前に、組合の運営方針や規約内容について協議を行った上で、それぞれの議会の議決を経て行う協議により規約を定め、（中略）都道府県知事の許可を得なければならない